○国土交通省告示第八百八十七号

船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）の施行に伴い、及び船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十八条第四項第二号ロに基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法第十八条第四項第二号ロの科目を指定する件を次のように定め、千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から適用する。

令和七年九月十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

船舶職員及び小型船舶操縦者法第十八条第四項第二号ロの科目を指定する件

船員法等の一部を改正する法律による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法第十八条第四項第二号ロに規定する漁ろうに従事する船舶の航行の安全に関する知識及び能力のうち、漁ろう設備の使用が船舶の航行の安全に影響を及ぼす場合があることを考慮して操船することその他の漁ろうに従事する船舶を操船する場合にのみ必要となるものを習得することができるものとして国土交通大臣の指定する科目は、次に掲げる科目とする。

一　漁船の概要（漁ろう設備の使用及び漁獲物の取扱いに関する内容を含むものとする。）

二　船舶の運用（漁船における海難防止、漁ろう設備を使用した操船、当直及び復原性に関する内容を含むものとする。）

三　漁船に関する国際条約及び国内法令（船員、船舶、海洋環境及び漁業に関する内容を含むものとする。）

○国土交通省告示第八百八十八号

船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）の施行に伴い、並びに船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第七十条の五において準用する第四条の九第二号及び同則第百四十七条第三項の規定に基づき、船員法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和七年九月十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

船員法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係告示の整備に関する告示（ＯＣＲに用いる申請書の記載方法に関する告示の一部改正）

第一条　ＯＣＲに用いる申請書の記載方法に関する告示（平成十五年国土交通省告示第六百六十号）の一部を次のように改正する。

本文中「第65条の2」の下に「及び第65条の7第1項」を、「第65条の6」の下に「及び第65条の8」を加える。

海技免許申請書（第2号様式）(9)ロの次に次を加える。

ハ　総トン数5トン以上の船舶における船舶職員履歴を表示する欄　海技士（航海）の資格に係る免許申請をする者であって、当該船舶における船舶職員としての乗船履歴を1年以上（船長又は航海士として6月以上漁ろうに従事した船舶における乗船履歴を含む。）有する者は、「1年以上」のチェック欄に「×」を記載すること。

「締約国資格受有者承認申請書、登録事項（承認証）訂正申請書、承認証再交付申請書（第15号様式）」を、「船員条約締約国資格受有者承認申請書、登録事項（承認証）訂正申請書、承認証再交付申請書（第15号様式）」に改める。

船員条約締約国資格受有者承認申請書、登録事項（承認証）訂正申請書、承認証再交付申請書（第15号様式）中、「法第23条第1項」を「法第22条の2第1項」に、「締約国資格受有者承認申請書」を「船員条約締約国資格受有者承認申請書」に、「受有締約国資格証明書欄」を「受有船員条約締約国資格証明書欄」に、「締約国資格証明書」を「船員条約締約国資格証明書」に改める。

船員条約締約国資格受有者承認申請書、登録事項（承認証）訂正申請書、承認証再交付申請書（第15号様式）⑳の次に次を加える。

漁船員条約締約国資格受有者承認申請書、登録事項（承認証）訂正申請書、承認証再交付申請書（第15号様式の2）

船員条約締約国資格受有者承認申請書、登録事項（承認証）訂正申請書、承認証再交付申請書（第15号様式）の記載方法⑴から⑳の例により記載すること。この場合において、「法第22条の2第1項」は「法第22条の3第1項」と、「船員条約締約国資格受有者承認申請書」は「漁船員条約締約国資格受有者承認申請書」と、「受有船員条約締約国資格証明書欄」は「受有漁船員条約締約国資格証明書欄」と、「船員条約締約国資格証明書」は「漁船員条約締約国資格証明書」と読み替える。

（登録特定漁船講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容、講習の方法等の基準を定める告示の一部改正）

第二条　登録特定漁船講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容、講習の方法等の基準を定める告示（令和二年国土交通省告示第五百一号）の一部を次のように改正する。

題名中「登録特定漁船講習」を「登録特定小型漁船講習」に改める。

「特定漁船」を「特定小型漁船」に、「特定漁船等」を「特定小型漁船等」に、「登録特定漁船講習管理者」を「登録特定小型漁船講習管理者」に改める。

○国土交通省告示第八百八十九号

船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第三条の五の規定に基づき、航海当直基準（平成八年運輸省告示第七百四号）の一部を次のように改正し、千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から適用する。

令和七年九月十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
Ⅰ　総則	Ⅰ　総則
1　この告示は、千九百九十五年に改正された千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約及び千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の規定に準拠して、航行中の当直及び停泊中の当直（以下「航海当直」という。）を実施するときに遵守すべき基本原則を定めるものとする。	1　この告示は、千九百九十五年に改正された千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の規定に準拠して、航行中の当直及び停泊中の当直（以下「航海当直」という。）を実施するときに遵守すべき基本原則を定めるものとする。
2　（略）	2　（略）
Ⅱ　航行中の当直基準	Ⅱ　航行中の当直基準
1　甲板部における当直基準	1　甲板部における当直基準
(1)　一般原則	(1)　一般原則
一・二　（略）	一・二　（略）
三　漁船に乗り組んで甲板部の当直を行う職員は、二㈠から㈧までに掲げるところによるほか、次に掲げる事項を十分に考慮して当直を維持すること。	（新設）
㈠　漁ろうに従事する他の船舶及びその漁具並びに航行中の速度で漁具を船外に出した状態での停止距離及び旋回圏の直径その他の自船の操縦特性	
㈡　甲板上の乗組員の安全	